

令和7年度アジア高校生オンライン国際交流事業（国際性に富む人材育成事業）

業務委託 企画提案応募要領

この要領は、令和7年度アジア高校生オンライン国際交流事業（国際性に富む人材育成事業）業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業の目的

資源が少ない島嶼県沖縄において、沖縄の地域特性を生かした世界との交流や共生、国際社会への貢献の中に振興の可能性があり、それを支える最大の拠り所は人材である。成長の進むアジアに近い沖縄の地理的優位性を活かし、沖縄県の高校生がアジアの優秀な若者と主体的で協働的なオンラインでの学びに取り組み、異文化理解を深め、国際的な視野を広げることで、21世紀の沖縄の振興発展を担う国際性豊かな人材を育成することを目的とする。

2 企画提案に付する事項

（1）委託事業名

令和7年度アジア高校生オンライン国際交流事業（国際性に富む人材育成事業）

（2）業務期間

契約締結の日から令和8年1月9日まで

（3）事業内容

別添の「令和7年度アジア高校生オンライン国際交流事業（国際性に富む人材育成事業）業務委託仕様書」を参照。

（4）委託料上限額

10,567,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書（別添）の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

※ 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額の範囲内で支払うものとする。

3 企画提案の手続きに関する事項

（1）企画提案応募要領等の配布

ア 掲載期間：令和7年4月18日（金）※決裁日 ～ 令和7年5月2日（金）

イ 掲載場所：沖縄県ホームページ及び沖縄県教育委員会ホームページ

（2）参加要件

本事業は、沖縄県が企業、NPO等の単独法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次のア～クの要件をすべて満たす単独法人またはコンソーシアムとする。

なお、要件エについては資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。＊1

＊1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係

る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

イ 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと

カ 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること

キ 過去2年間に、類似事業の実施、またはオンライン交流に関する活動実績を有すること。

（3）主催及び連絡先

ア 主 催：沖縄県教育庁県立学校教育課

イ 連 絡 先：沖縄県教育庁県立学校教育課 担当：大城直樹（普通教育班）

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：（098）866-2715

FAX：（098）866-2718

E-mail：ooshinok@pref.okinawa.lg.jp

※連絡の際の件名は、「アジア高校生オンライン国際交流事業（国際性に富む人材育成事業）企画提案」とすること。

（4）質問の受付及び回答

ア 受付期限：令和7年4月25日（金）午後4時まで

イ 質問方法：質問票（様式任意）に質問事項を記入のうえ、上記メールアドレス宛てに電子メールで送信すること。

ウ 回 答：令和7年4月28日（月）までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と回答内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

（5）企画提案参加届の提出

ア 提出書類

本業務の企画提案に参加できるのは、事前に企画提案参加届を提出した者に限る。参加希望者は、企画提案参加届【様式1】、排除対象者でない旨の誓約書【様式2】を提出すること。なお、コンソーシアムによる企画提案の場合は、コンソーシアム協定書【様式3】の写しをあわせて提出すること。

イ 提出方法

持参または郵送により、前記（３）の担当課に提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

ウ 提出期限

令和７年５月２日（金）１７：００ まで

ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案参加届」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到着するように送付すること。

（６）企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案参加届・・・・・・・・・・・・・【様式１】
- ② 排除対象者でない旨の誓約書・・・・・・・・・・・・・【様式２】
- ③ コンソーシアム協定書・・・・・・・・・・・・・【様式３】
- ④ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・【様式４】 任意様式
- ⑤ 団体等概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・【様式５】 任意様式
- ⑥ 実績書・・・・・・・・・・・・・【様式６】
- ⑦ 経費見積書・・・・・・・・・・・・・【様式７】
- ※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。
- ⑧ 企画提案参加辞退届・・・・・・・・・・・・・【様式８】

イ 企画提案書等の体裁について

原則としてＡ４版縦置きとする。

（ただしグラフ、表等は必要に応じてＡ３版にして織り込むなど、適宜工夫してもよい。）

ウ 提出方法

３（３）に定める連絡先あて持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は封筒に「企画提案書」在中の旨を記載し、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期間中に到着するように送付すること。

エ 提出期限：令和７年５月２日（金）１７：００ まで

オ 提出書類：（６）アに定める書類のうち、【様式３】原本、【様式４】～【様式７】

カ 提出部数：１０ 部

※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※ この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

※ 提出書類は【様式４～７】の順で並べインデックスを張り、左横２穴パンチ（左スペース ２ｃｍ以上）、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに会社概要書、実績書を作成するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

４ 失格条項

参加者又は参加者の提出書類が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- （１）定められた提出方法、提出期限、参加資格などの条件に適合しない場合
- （２）記載を求められた事項が提出条件に適合しない場合
- （３）虚偽の内容が記載された場合
- （４）契約が締結できない、または締結の意思が認められない場合
- （５）審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

５ 企画提案の審査に関する事項

（１）選定方法

ア 企画提案書及び関係書類を提出後、当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会をして優先交渉権者を決定し、その結果を応募者へ通知する。

ただし、参加者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合がある。なお、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。

イ 応募者が4者以上ある場合は、県立学校教育課にて第1次審査（書類審査）を行い上位3者以内に選定し、その上位3者について、選考委員会にて審査することとする。ウ 企画提案プロポーザル

日 時 令和7年5月14日（水） 10：00～12：00（予定）

場 所 沖縄県庁13階 第1会議室（予定）

（2）主な審査項目

企画提案の審査は、企画提案審査基準に基づく評価により行う。

（3）審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書により通知する。

（4）その他

ア 提出書類等の作成及び上記5（1）のヒアリング等および企画提案プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

イ 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

ウ 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画書において提案すること。

エ 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。

オ 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。

カ 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

6 契約に関する事項

（1）契約締結の手続き

ア 県は企画審査の評価の結果、優先交渉権者と県との間で、本業務の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該優先交渉権者から見積書を徴し、沖縄県財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わす。

ただし、優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 県は契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

（2）契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

7 企画提案書の作成上の留意事項

（1）企画提案書は提案者1者につき1提案のみを受け付けるものとし、提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。

（2）虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

（3）上記2（4）で示す委託料上限額を超える企画提案書は無効とする。

（4）参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。

- (5) 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領の他、業務仕様書（別添１）、事業実施要綱（別添２）を参照すること。